



2026年2月6日

各位

会社名 株式会社 栗本鐵工所  
代表者名 代表取締役社長 菊本 一高  
問合せ先 執行役員総合企画室長 大野 博史  
(コード番号：5602 東証プライム)  
(TEL. 06-6538-7719)

### 株式給付信託（BBT-RS）への追加拠出に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員及びフェロー（以下「取締役等」といいます。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年2月24日(火)
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 344,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 1,749 円
(4) 処 分 総 額	601,656,000 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役（社外取締役を除く）6名 185,000 株 当社の執行役員及びフェロー 13名 159,000 株（注1、2）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締役等への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役等を記載しております。

(注2) 取締役等には、本制度に基づき、業績達成度や役位等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付します。したがいまして、上記株式数は最大数であり、実際に取締役等に給付される当社株式等の数は、取締役等の業績達成度や役位等により変動いたします。

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2016年6月29日開催の第120回定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「BBT制度」といいます。）の導入をご承認いただき、その後、2021年6月25日開催の第125回定時株主総会において、BBT制度に係る報酬枠の再設定についてご承認いただき、2024年6月26日開催の第128回定時株主総会において、本制度への改定をご承認いただきました。

また、2025年6月26日開催の取締役会において、本制度の対象者に当社の執行役員及びフェローを追加することを決議し、現在に至ります（本制度の概要につきましては、2025年6月26日付「株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2025年9月30日現在の発行済株式総数63,992,450株に対し0.54%（2025年9月30日現在の総議決権個数603,195個に対する割合0.57%（いずれも小数点第3位を四捨五入）となりますところ、2025年6月26日付「株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、当社は2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っておりますので、上記発行済株式総数及び総議決権個数は本株式分割を考慮した記載となります。

### ※追加信託の概要

追加信託日 2026年2月24日

追加信託金額 601,656,000円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 344,000株

株式の取得日 2026年2月24日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,749 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 1,749 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 1,809 円（円未満切捨）に対して 96.68% を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 1,731 円（円未満切捨）に対して 101.04% を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 1,708 円（円未満切捨）に対して 102.40% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 3 名（うち 2 名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上